

ご存知ですか？

情報公開制度 個人情報保護制度

市では、市政への信頼性と透明性を高め、市政への参画を推進するため、情報公開を進めています。また、市が保有する市民の皆さんの個人情報や適切に管理するとともに、市民の皆さんが自分に関する情報を知ることができる権利などを保障しています。



情報公開制度

■情報公開制度とは

市政に関する情報の提供を推進するとともに、請求に応じて、行政文書を開示する制度です。

■行政文書とは

市（*）の職員が職務のために作成または受け取った文書や図面などで、組織として用いるために保有しているものをいいます。

*市：情報公開制度および個人情報保護制度の対象となる市の機関（市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業所、消防、議会）

■行政文書の開示を請求できる人
誰でも請求できます。

個人情報保護制度

■個人情報保護制度とは

市が保有している市民の皆さんの個人情報や訂正、利用停止を請求できる権利を保障します。

■個人情報とは

生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名や生年月日など、特定の個人を識別することができるものをいいます。

■個人情報の開示などを請求できる範囲
自分自身の個人情報について請求できます。

■個人情報取扱事務の登録

「個人情報であれば何でも保護」は誤解です

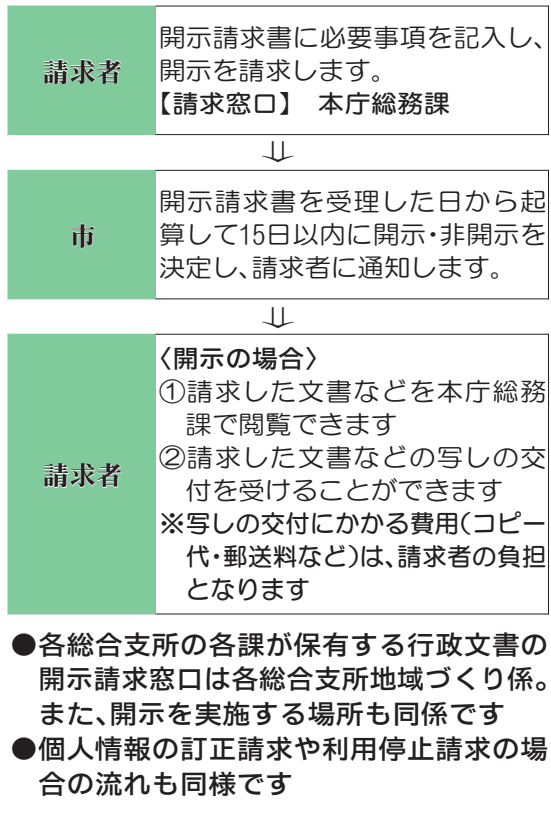
個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が平成17年4月1日に全面施行されてから、個人情報保護は大切という意識が高まる一方で、個人情報保護を理由に、必要な情報までもが提供されなくなったり、各種名簿の作成が中止されたりするなど、「過剰反応」といわれる状況が見受けられます。

■個人情報保護法の趣旨は

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的とした法律です。個人情報を第三者

に提供する場合に、原則として本人の同意を得るなど、民間の事業者が個人情報を適正に取り扱うための義務を定めているもので、個人情報の利用や提供を禁止するものではありません。
法律の趣旨からすると、あらかじめ本人の同意を得るか、または同意に代わる方法により、学校におけるクラス名簿や自治会内の緊急連絡網などを作成・配布することができ（下記参照）ます。
また、災害や事故などの緊急時、捜査に係る照会に対して回答するような場合には、本人の同意を得なくても情報提供できる場合があります。

情報公開制度・個人情報保護制度 開示請求から開示までの流れ



【平成24年度 開示請求などの状況】

■行政文書の開示請求件数および決定状況

請求先	請求件数	決定状況			
		全部開示	部分開示	非開示	不存在
市長部局	50件	13件	31件	6件	2件
教育委員会	4件	1件	2件	1件	
水道事業所	4件	2件	1件	1件	
消防本部	1件			1件	
計	59件	16件	34件	9件	2件

※1件の開示請求で複数の行政文書についての請求があった場合は、複数の決定方法を採用しているため、請求件数と決定状況は一致しません

■個人情報の開示、訂正、利用停止の請求件数および決定状況

請求内容	請求件数	決定状況
個人情報の開示	1件	全部開示 1件

※個人情報の訂正、利用停止の請求はありませんでした

■市が行う個人情報取扱事務の登録件数

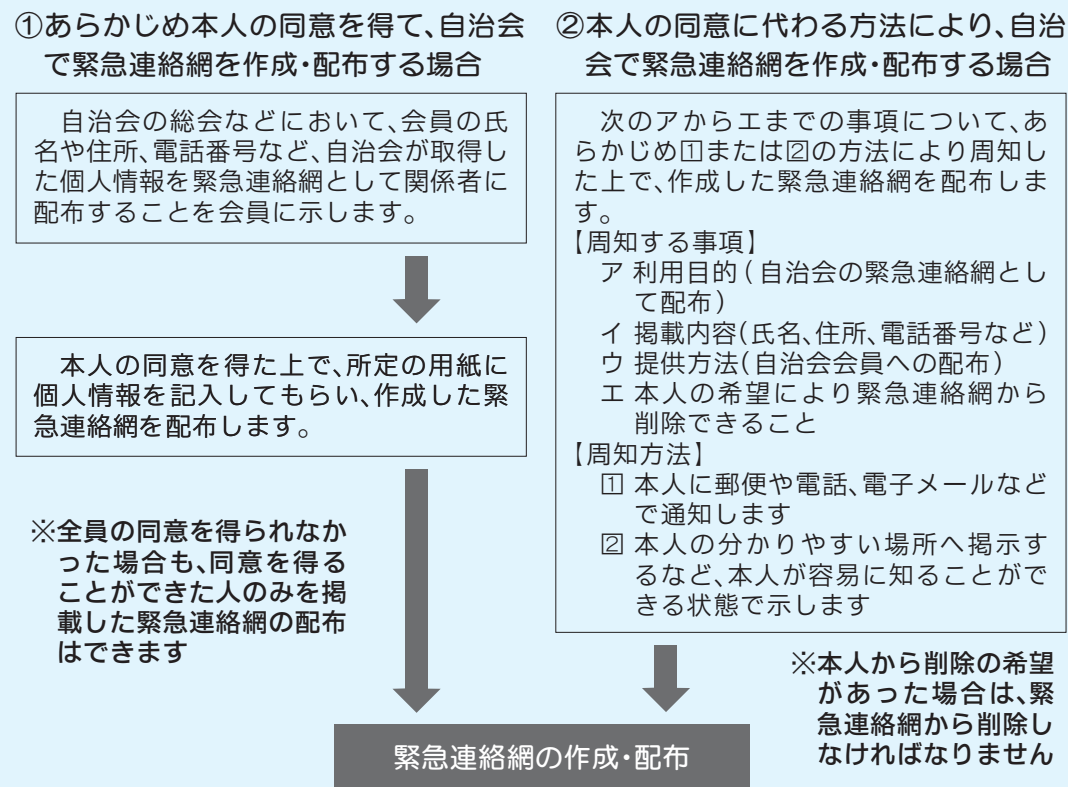
- ◆平成24年度新規登録件数 15件（保育園、幼稚園維持管理関係事務など）
- ◆個人情報取扱事務登録件数 合計228件（平成25年3月5日現在）

行政文書や個人情報の開示

市では、市民の皆さんの個人情報を取り扱う事務について、事務の名称や目的、対象者の範囲などを「個人情報取扱事務登録簿」に登録。市が取り扱う個人情報を、本人がその所在や内容を確認し、自分の情報に開示を請求できるようにしています。

皆さんの請求に応じて、行政文書や個人情報を開示します。原則として請求された内容は全て開示しますが、公益を損なうものが含まれている場合や、請求者や第三者の権利・利益を害する恐れがある情報などは開示できない場合があります。開示請求から開示までの流れは、次ページをご覧ください。

自治会で緊急連絡網を作成・配布する場合は？



【問い合わせ】
本庁総務課 ☎24・2111 内線219、各総合支所地域づくり係
（大迫 ☎48・2111 内線221、石鳥谷 ☎45・2111 内線204、東和 ☎42・2111 内線311）